



放送コンテンツのインターネット同時配信等 に係る著作権処理の円滑化の推進について

文化庁著作権課
令和2年2月28日

放送・自動公衆送信に係る権利保護の概要



		放送	自動公衆送信 (インターネット配信等)
著作権	著作者 (原作者・脚本家・作詞家・作曲家等)	許諾権 (公衆送信権)	許諾権 (公衆送信権)
著作 隣接権	実演家 (俳優、歌手、演奏者等)	原則 許諾権 (放送権) 許諾を得て録音された実演の商業用レコードの利用は報酬請求権。 許諾を得て録画された実演等は権利なし。	原則 許諾権 (送信可能化権) 放送の同時再送信の一部は補償金請求権。 許諾を得て録画された実演等は権利なし。
	レコード 製作者	報酬請求権 (商業用レコード)	原則 許諾権 (送信可能化権) 放送の同時再送信の一部は補償金請求権。

放送コンテンツの同時配信等に関する権利処理の円滑化の検討について



概要

放送コンテンツの同時配信等に関する権利処理の円滑化については、関係する政府計画等を踏まえ、令和元年11月に総務省において課題が取りまとめられたことを受け、同年12月より文化審議会著作権分科会の小委員会において検討を開始し、令和2年2月に文化審議会著作権分科会に審議の経過等が報告された。

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）抜粋

（規制改革の内容）

同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、**放送に関わる著作権制度の在り方について**、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、**必要な見直しを行う**。

（実施時期）

平成30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。**著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成31年度措置**

規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～（令和元年6月6日規制改革推進会議）抜粋

同時配信等に係る著作権隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方についての必要に応じた見直しを本年度中に行うため、年度内早期に関係省庁で開始される具体的な検討作業の状況について注視していく。

知的財産推進計画2019（令和元年6月21日知的財産戦略本部）抜粋

同時配信等に係る著作権隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、**関係者の意向を十分に踏まえつつ**、**運用面の改善を着実に進めるとともに**、**制度の在り方について**、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、**必要に応じた見直しを本年度中に行う**。

平成30年12月より、総務省「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」で検討

同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ（総情作第56号 令和元年11月15日）

令和元年12月より、文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会で検討

令和元年度文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について（令和2年2月4日）

文化審議会著作権分科会に報告（令和2年2月10日）

令和元年度文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について（令和2年2月4日） （別紙）「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化（著作隣接権に関する制度の在り方を含む）」に 関する基本的な考え方（審議経過報告）抜粋



下記の4項目の考え方に沿って、関係者（事業者と権利者の双方）の意向を十分に踏まえつつ、より具体的な検討を早急に進める必要がある。

1. 検討の射程・優先順位

規制改革推進会議における議論や総務省から文化庁に対する通知の内容、それらの背景にある「放送とインターネット配信で著作権法上の権利の在り方に差異があることで権利処理がより困難となっている」という問題意識を踏まえ、レコード及びレコードに録音された実演並びに映像実演の利用円滑化（著作隣接権の取扱い）（下記3.に記載した現行規定の拡充を含む）から検討に着手することとしつつ、その他の課題（著作権の取扱いを含む）についても、放送事業者からの要望が強いことを踏まえ、その緊急性・重要性に応じて、継続的かつ総合的に検討を行うこととする。

特に、については、間もなくNHKによる（常時）同時配信が開始されることも踏まえつつ、来年度早期から具体的な検討を進め、可能な限り早急に結論を得る必要がある。

2. 対象とするサービスの範囲

総務省における取りまとめ内容等を踏まえ、いわゆる放送の同時配信に限らず、一定期間のなかでリニア放送と意図して時間をずらし配信するものや、その一定期間終了後に再活用する配信などを含め、放送コンテンツのインターネット配信に係る事業者の多様なニーズ（将来的な事業の見通しを含む）に対応した措置を検討することとする。

- () 民放テレビ事業者の多くは放送の同時配信等を本格実施しておらず、民放テレビ事業者が行う同時配信等サービスの具体像は明確になっていないため、多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性が担保できるように留意して検討する必要がある。
- () いわゆる「ウェブキャスト」については、放送コンテンツのインターネット上での同時配信等とは、背景となる制度や実施主体、権利処理に当たっての課題、権利者に与える影響、サービス・コンテンツの多様性（内容面の規制がない）や課題の緊急性等に差異があり、一律に取り扱うことは難しいと考えられる。ただし、いずれも国際条約に定める公衆への伝達に該当する点で共通していること、広く一斉にコンテンツを伝達する手段として国民のニーズに応える重要な役割を担っていることも踏まえながら、「ウェブキャスト」に係る権利処理の円滑化も視野に入れつつ、検討を進めることとする。

3. 権利処理の円滑化のための手法

まずは、権利情報を集約したデータベースの充実・利便性向上、著作権等管理事業者による集中管理の促進など、運用面の改善を着実に進めることとする。

それと並行して、いわゆるアウトサイダーへの対応など、同時配信等を円滑に行う上でボトルネックになる課題、すなわち、運用面の改善では対応し切れないと考えられる課題の解決に資するような法整備を検討することとする。

その際、放送等にも適用される現行規定（例：第38条第3項（営利を目的としない公の伝達）、第40条第2項（行政機関における演説等の利用）、第68条（著作物の放送に当たっての裁定））を放送の同時配信等に拡充することについても、個々の規定の趣旨や見直しが権利者に与える影響の程度等に留意しつつ、併せて検討を行うこととする。

- () なお、いわゆる「レコード演奏権」については、本件とは問題の所在も関係する事業者も大きく異なる一方で、公衆への伝達に関わる権利の取扱いという点では共通性もある。こういった点も踏まえながら、別途、今後の取扱いを検討することが適当である（レコード演奏権に関する検討・調整に時間を要することで、本件への対応が遅れることは避けるべきである）。

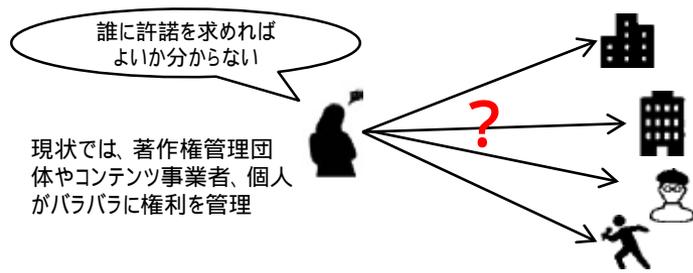
4. 権利者の利益保護への配慮

新たな法整備の検討に当たっては、既に形成されているライセンス市場又は形成される見込みの高いライセンス市場を阻害しないよう十分に注意するとともに、権利者の利益保護について適切な配慮を行う必要がある（例：仮に新たな権利制限規定の創設を行うとした場合の補償金請求権の付与など）。

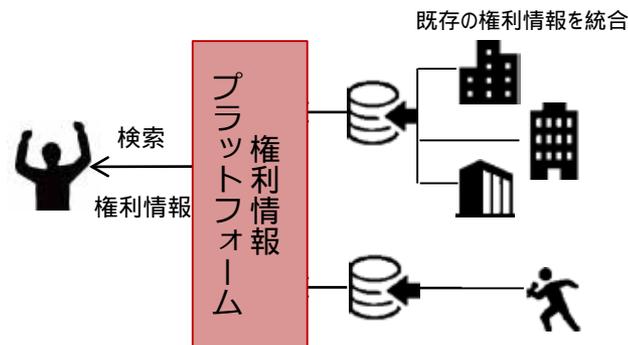
その際、サービスの実態に応じた適正な対価とすること（補償金の決定方法を含む）や、様々な権利者が適正な対価を受け取れるようにすること（補償金の適切な分配の在り方を含む）にも十分に留意する必要がある。

コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業

(30年度予算額 43百万円)
元年度予算額 41百万円



権利情報を集約化し、一括検索できるインフラを整備



- 著作物を利用する際に権利処理を「いつも実施している」あるいは「たまに実施している」と回答したのはわずか15%
- 権利処理についての考えで最も大きな割合を占めるのが「権利処理の窓口が分からない」で24%
平成28年度文化庁実施「著作物の利用状況及び創作状況に関するアンケート調査」より

事業趣旨

- U あらゆる国民が著作物を創作し、利用する「一億総クリエイター」・「一億総ユーザー」時代にあっては、著作物の適法かつ円滑な利用を促進する必要性がますます高まっている。
- U しかし、現在、我が国には著作物に関する権利者情報を網羅的に集約したデータベースは存在せず、著作物を利用する際の許諾窓口が不明なため、権利処理が煩雑な状況。
- U そこで、コンテンツの創作サイクルの基盤を整備し、権利処理を円滑化するために、権利情報を集約したプラットフォームを構築するための実証事業を実施する。構築するプラットフォームは、公的なインフラであり、特定の事業者や個人の利用に限定するのではなく、誰でもアクセス可能なものとする。
- U これにより我が国文化の発展及び著作物の経済価値の増大に資することとする。

取組項目一覧

- U **平成29年度**
メジャー及びインディーズのCD情報の集約（総公開曲数：約521万曲）
音楽著作物の権利情報の一括検索サイト「音楽権利情報検索ナビ」を開設（平成30年2月1日から一か月間の試験公開）
- U **平成30年度**
CD情報の拡充に加え、配信音源情報の集約（総公開曲数：約651万曲）
昨年同様、一括検索サイトを平成31年2月1日から一か月間試験公開。
また、スマートフォン等に対応したサイトの機能及び操作性について改修。
- U **令和元年度**
従来の情報に加え、個人クリエイターを含むアウトサイダーの権利情報を一部集約（総公開曲数：約917万曲）
一括検索サイトの長期公開（令和元年11月27日～令和2年1月31日）及び公開期間中の権利情報の追加更新（令和2年1月7日実施）。

目的

著作物の流通推進にあたっては、管理事業者が管理する著作物だけでなく、個人クリエイター等が自身で管理している著作物の利用円滑化も必要である。そのため、散在している個人クリエイター等の権利者情報をデータベースに集約していく仕組みを構築することで、権利処理を円滑に行っていく。

現状

令和元年度まで行ってきた「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」は、著作物の適法利用を促進することを目的に、より効率的に多くの情報を収集するため、JASRAC等の著作権管理事業者が保持している楽曲の権利情報等を「基本データベース」に集約した。

これにより、世の中で広く利用されているメジャー楽曲（市販のCD、配信音源）の権利情報をカバーできていると見込んでいる。

ただし、放送事業者等が楽曲の利用許諾を得る際、著作権管理事業者に権利を委託していない個人ネットクリエイター等（いわゆるアウトサイダー）については許諾を取るのが困難なため、個人クリエイターの楽曲は放送番組等で使われにくい。

成果目標

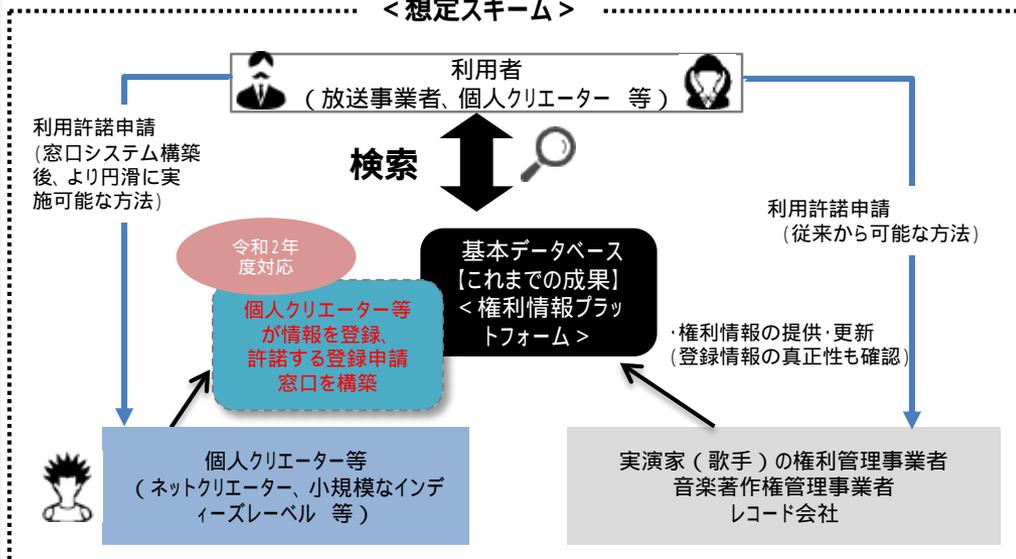
個人クリエイターの著作物をオープン化させないために、基本データベースを活用し、個人クリエイター等が自主的に権利情報を登録するためのインセンティブや、利用者が検索しやすくするための仕組みを構築し、個人クリエイター等の権利情報の集約化を図る。

これにより、これまで散在していた個人クリエイター等の楽曲利用が促進され、音楽の著作物の利用円滑化が図られる。

個人クリエイター権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究

- 個人クリエイター権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究（令和2年度）
前年度までの実証を踏まえ、個人クリエイターの実態や放送事業者の楽曲利用におけるニーズについて、調査・報告を行う。
上記報告を踏まえ、有識者（権利者団体、権利処理プラットフォームの運営主体等）との検討委員会を設け、具体的な登録システムの仕様や機能について検討を行う。
- 個人クリエイター権利情報集約化及び利用円滑化のためのシステム設計（令和3年度）
前年度の調査研究結果を踏まえ、基本データベースを搭載した権利者情報プラットフォームに、個人クリエイター等の情報の登録機能を付加。
構築した登録システムについては、試験運用を行い、利用者からのフィードバックを求める。
完成後は基本データベースの運営主体にパイドール契約で提供し、保守管理を行ってもらう。

< 想定スキーム >

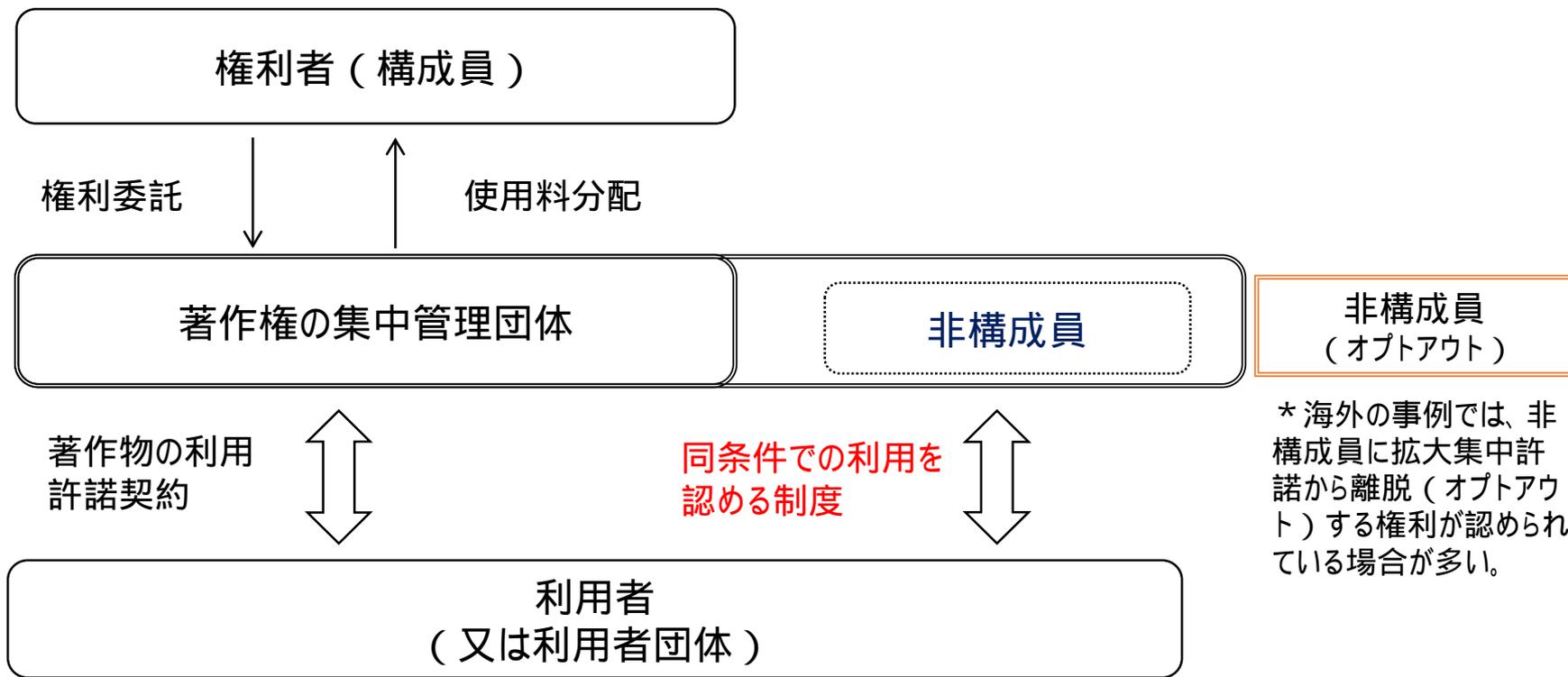


拡大集中許諾制度 (Extended Collective License)



法律に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度。

➡ 北欧諸国（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランド）及び英国で導入



拡大集中許諾制度の課題

【平成27・28年度の調査研究と29年度の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会審議経過報告】

拡大集中許諾制度には、制度の対象（一般ECLか個別ECLか）、拡大集中許諾団体のあり方、オプトアウトの有無など、様々なバリエーションがあり得る。

それによって、制度上の位置づけが変わってくると共に、法的正当化や実際に制度化する場合の課題も異なってくる。

拡大集中許諾制度の法的正当化については、黙示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残ると考えられる。

拡大集中許諾制度を導入する場合の具体的課題については、拡大集中許諾団体の在り方（適格性、代表性、構成員の同意の要否）、使用料の徴収・分配の手続、非構成員との関係、オプトアウトの具体的な仕組み、著作権等管理事業法や競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど、多様な課題が明らかになった。

補償金請求権を伴う権利制限、報酬請求権、裁定制度、ライセンス優先型権利制限など、著作権制度には、拡大集中許諾制度を含めて様々なものが存在し、これらの制度やその組み合わせにより、実質的に拡大集中許諾制度と同様の制度を実現することが考えられることにも留意しながら、ニーズに応じた適切な政策手段を選択する必要がある。

【平成30年度 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会】

平成29年度に文化庁が行ったニーズ把握等のための関係者ヒアリングの結果を報告した上で、権利処理の円滑化に関する文化庁の運用改善の取組状況や、放送コンテンツの同時配信に関する総務省における検討状況など、今後の進展を見守ることとされた。

著作権者不明等の場合の裁定制度

裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度（著作権法第67条）。

【参考】裁定制度の流れ



利用目的	限定なし（商業目的でも利用可能）	平成21年以降 継続的に見直しを実施	R1年度実績（R2.1末時点） 対象著作物等数：50,472点 裁定件数：67件
対象著作物	公表等された著作物、実演、レコード、放送、有線放送 申請1回における著作物数の制限なし		
権利者検索 「相当な努力」要件 (の全て必要)	権利者情報を掲載している資料の閲覧 （⇒名簿・名鑑等の閲覧 又は インターネット検索） 権利者情報を保有している者への照会 （⇒著作権等管理事業者や関連する著作者団体等への照会） 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ （⇒日刊新聞紙への掲載 又は 著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトに掲載） ⇒過去に裁定を受けた著作物の場合は、及びの代わりに、 裁定実績データベースの閲覧 で足りる。		
利用期間	申請者が自由に設定可能		
これまでの改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 裁定申請中であっても、担保金を供託することで、著作物を利用できる（＝「申請中利用」制度）（平成21年～） 文化庁ウェブサイトにおいて、過去に裁定を受けた著作物の情報を掲載（＝裁定実績データベース）（平成28年～） 裁定の申請に係る手数料を見直し、1件につき13,000円から6,900円に改定。（平成30年4月～） 補償金等の支払を確実に行うことが期待できる国や地方公共団体等については、事前の供託を求めず、権利者と連絡することができるに至った場合に、直接支払うことが可能。（平成30年著作権法の一部改正）（平成31年1月～） 自らが過去に裁定を受けた同一著作物等の追加的利用については、再度の裁定申請は不要。 		

目的

過去の利用実績等や管理団体の使用料を分析し、利用者が具体的な利用方法（利用態様、数量、期間等）を入力することにより、事前に補償金額の範囲を算出できるシステムを構築する。

現状

裁定制度を利用する際、申請者にとって負担となっているのが、補償金額の算出根拠を示すことであり、これにより申請手続きが煩雑となり、申請から利用までの期間が長期化することから利用を断念するケースが多々発生している。（例：過去に出版された書籍を電子書籍として復刊したいが、補償金額がいくらになるか試算の目安が立たず、社内の企画会議でアイデアを通せず、そもそも裁定申請を行えない等）

補償金算出根拠例（小説の一節が掲載された入試問題を、過去問題集に収録して販売するケース）

本体価格2,300円×印税率5%（翻訳利用は2.5%）×発行部数8,900部×著作物の利用割合0.2%（著作物の使用ページ数÷総ページ数）×消費税＝補償金額2,334円

文化庁ではこれまでの裁定実績を管理蓄積しているため、これを基にニーズの高い著作物や利用方法については、ある程度、類型化した算定方式を作成することが可能と考えられる。

年間の裁定件数は約50件ほど（H30年度は46件）だが、相談件数は年100件以上で、潜在的な制度の利用ニーズが見込まれる。

成果目標

補償金の算定根拠となる算定方式が類型化されることで、利用者が申請の際の参考にして、申請手続の負担が軽減される。その結果、裁定制度の活用が推進され、裁定件数の増加が見込まれる。

裁定補償金額シミュレーションシステム

○ 裁定補償金額シミュレーションシステムの構築（令和2・3年度）

令和2年度においては、シミュレーションシステムの算定式の設定を行うために、これまでの裁定実績データや、既存の著作権等管理事業者の持つ各種著作物の使用料の分析を行い、類型化された算定方式の導き出しを行う。

その上で、システム構築に必要な仕様や機能についての調査研究を行う。

令和3年度においては、上記調査研究の結果を基に実際のシミュレーションシステムを構築し、試験運用を開始する。

完成したシステムについては、文化庁のWEB上において維持管理を行い、以後、新しい申請ケースが一般化してきた際には、文化庁において類型化の算定方式の更新を行う。

< 想定スキーム >

